

政策保有株式に関する方針

当社は、次の方針により、政策保有株式の保有、見直し及び議決権行使を行う。

【1】政策保有株式の保有に関する方針

当社は、安定株主の形成等を目的とした政策保有株式は保有しないものとする。但し、当社の主たる事業は、素材から製品までの一貫した技術の総合力が試される事業であり、製品開発、製造、販売及び物流等の過程やその他事業継続に必要な範囲で様々な企業との良好な協力関係を構築し、事業の円滑な推進を図る必要がある他、中長期の経営課題の達成及び企業価値の向上のため、必要により取引先の株式を保有することがある。

【2】政策保有株式の保有の見直しに関する基準

〔1〕政策保有株式の保有の見直し基準

当社は、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、定期的かつ継続的に次の判定基準に適合するか否かを検証する。

- ① 当該取引先との取引関係の維持・強化が中長期の経営課題の達成や当社の事業の発展に資すると判断できるか。
- ② 当該取引先の成長性、将来性もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の経済合理性（採算性・収益性等）の検証を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断できるか。
- ③ 株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得るリスクがないか。

〔2〕政策保有株式の縮減

上記〔1〕の検証の結果、基準を満たさないと判断された株式銘柄については、売却を進めることとする。

【3】議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権行使基準は次の通りとする。

- ① 原則として、全ての議案に対して議決権を行使する。
- ② 発行会社との良好な関係の維持、発行会社の経営状況や、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点、あるいは当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、議案毎に総合的に賛否を判断する。

【4】本方針の適用

- ① 本方針は、平成30年9月14日から適用する。
- ② 本方針の改正は、取締役会が決定する。

以上